

5 都道府県の区域の一部をその地区の全部とする農水産業協同組合連合会等（一のときは、あらかじめ、当該農水産業協同組合連合会等の監督に係る都道府県知事に協議しなければならない。）

6 内閣総理大臣は、第三項の承認をするため必要があると認めるときは、日本銀行又は機構に対し、意見の陳述、報告又は資料の提出を求めることができる。

7 機構は、協定銀行から、第十条第一項第一号又は第八号の規定による報告を受けたときは、直ちに、その報告の内容を内閣総理大臣（当該報告に係る金融機関等が労働金庫又は労働金庫連合会である場合にあっては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、当該金融機関等が一の都道府県の区域の一部をその地区の全部とする農水産業協同組合連合会等である場合にあっては内閣総理大臣、農林水産大臣及び当該農水産業協同組合連合会等の監督に係る都道府県知事とし、当該金融機関等がその他の農水産業協同組合連合会等である場合にあっては内閣総理大臣及び農林水産大臣とする。）に報告しなければならない。

（経営の健全化のための計画）

第五条 前条第二項の規定による申請を行つた発行金融機関等は、内閣総理大臣に対し、次に掲げる方策（第八条に規定する金融機関及び銀行持株会社等、第八条の二第一項に規定する救済特定協同組織金融機関並びに同条第二項に規定する救済連合会については、第三号に掲げる方策を除く。）を定めた経営の健全化のための計画を、機構を通じて、提出しなければならない。

一 経営の合理化のための方策

二 責任ある経営体制の確立のための方策

三 配当等により利益の流出が行われないための方策

四 資金の貸付けその他信用供与の円滑化のための方策

五 株式等の発行等に係る株式等及び借入金につき利益をもつてする消却、払戻し、償還又は返済に対応することができる財源を確保するための方策

六 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

内閣総理大臣は、前条第三項の承認があつたときは、前項の規定により提出を受けた計画を

公表するものとする。ただし、信用秩序を損なうおそれのある事項、当該計画を提出した発行金融機関等の預金者等その他の取引者の秘密を害するおそれのある事項及び当該発行金融機関等の業務の遂行に不当な不利益を与えるおそれのある事項については、この限りでない。

内閣総理大臣は、第一項の規定により提出を受けた計画に虚偽の事実が含まれていることを発見したときは、当該計画を提出した発行金融機関等に対し、その訂正を求めるものとする。

内閣総理大臣は、協定銀行が、前条第一項の引受けにより取得をした株式等（当該株式等が株式又は劣後特約付社債である場合の当該取得後においては、当該株式が他の種類の株式への転換（当該株式がその発行会社に取得され、その引換えに他の種類の株式が交付されることを条件として転換されるものである場合は、以下「請求が可能とされるものである場合にあってはその請求により転換された他の種類の株式又は当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである」という。）の請求が可能とされるものである場合にあってはその請求により転換された他の種類の株式及び当該株式又はこれらの転換された他の種類の株式について分割され又は併合された株式並びに当該劣後特約付社債に新株子約権が付せられている場合にその行使により交付された株式及びこれについて分割され又は併合された株式を含む。以下「取得株式等」という。）又は同項の貸付けにより取得をした貸付債権（以下「取得貸付債権」という。）の全部につきその処分をし、又はその返済を受けるまでの間、当該取得株式等又は取得貸付債権に係る金融機関等に対し、第一項の規定により提出を受けた計画の履行状況につき報告を求め、これを公表するものとする。この場合において、当該報告を公表するときは、第二項ただし書の規定を準用する。

（議決権のある株式の引受けの要件）

第六条 内閣総理大臣は、第四条第二項の規定による発行金融機関等である銀行からの申請が発行の時において議決権のある株式の引受けに係るものであるときは、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、当該申請に係る同条第三項の承認をすることができる。

一 協定銀行による株式の引受けによりその資本の増強が図られなければ、当該銀行が内外の金融市場において十分な信認を得られず円滑な資金の調達をすることが極めて困難な状

況に至ることとなる等により、当該銀行の務又は我が国における金融機能に著しい障害が生じ、信用秩序の維持又は企業の活動若しくは雇用の状況に甚大な影響を及ぼす等経済の円滑な運営に極めて重大な支障が生ずるおそれがあること。

二 当該銀行の経営管理等を通じた適切な業務の運営の確保及び金融市场における当該銀行の信認の回復等により前号に掲げる事態を避けるために、発行の時において議決権のある株式の協定銀行による引受けが不可欠であること。

三 当該銀行がその財産をもつて債務を完済することができない状況にあること等その存続が極めて困難であると認められる場合でなく、かつ、当該株式の引受けに係る取得株式等の処分をすることが著しく困難であると認められる場合でないこと。

四 当該銀行が著しい過少資本の状況にある旨の区分又は特に著しい過少資本の状況にある旨の区分のいずれかに該当すること。

五 当該銀行が特に著しい過少資本の状況にある旨の区分に該当するときは、当該銀行の存続が地域経済にとって必要不可欠である場合その他特に必要と認められる場合であることを。

六 前条第一項に規定する経営の健全化のための計画の確実な履行等を通じて、内閣総理大臣が定めて公表する次に掲げる方策に関する基準に従つたこれらの方策の実行が見込まれること。

イ 経営の合理化のための方策

ロ 経営責任の明確化のための方策

ハ 株主責任の明確化のための方策

二 資金の貸付けその他信用供与の円滑化のための方策

一 前項第六号に規定する基準は、次条第二項第三号に掲げる内容を含むものでなければならぬこと。

(議決権のある株式の引受け以外の株式等の引受け等の要件)

第七条 内閣総理大臣は、第四条第二項の規定による発行金融機関等(農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会、銀行持株会社等及び特定協同組織金融機関を除く。以下この条において同じ。)からの申請が株式等の引受け等(発行の時において議決権のある株式の引受けを除く。)

一 協定銀行による株式等の引受け等によりその資本の増強が國からなければ、当該發行金融機関等が内外の金融市場において十分な信認を得られず円滑な資金の調達をすることが極めて困難な状況に至ることとなる等により、当該發行金融機関等の業務又は我が国における金融機能に著しい障害が生じ、信用秩序の維持又は企業の活動若しくは雇用の状況に甚大な影響を及ぼす等経済の円滑な運営に極めて重大な支障が生ずるおそれがあること。

二 当該發行金融機関等がその財産をもつて債務を完済することができない状況にあること等その存続が極めて困難であると認められる場合でなく、かつ、当該株式等の引受け等に係る取得株式等又は取得貸付債権の処分をすることが著しく困難であると認められる場合でないこと。

三 第五条第一項に規定する経営の健全化のための計画の確実な履行等を通じて、発行金融機関等の自己資本の充実の状況に係る区分その他の要素を勘案して内閣総理大臣が定めて公表する次に掲げる方策に関する基準に従つたこれらの方策の実行が見込まれること。

イ 経営の合理化のための方策

ロ 経営責任の明確化のための方策

ハ 株主責任の明確化のための方策

ニ 資金の貸付けその他信用供与の円滑化のための方策

四

五 当該發行金融機関等が特に著しい過少資本の状況にある旨の区分に該当するときは、当該發行金融機関等の存続が地域経済にとって必要不可欠である場合その他特に必要と認められる場合であること。

六 当該發行金融機関等が健全な自己資本の状況にある旨の区分に該当するときは、次に掲げるいずれかの場合であること。

イ 当該發行金融機関等が、経営の状況が悪化している金融機関等との合併、経営の状況が悪化している金融機関等からの営業若しくは事業の譲受け又は経営の状況が悪化している金融機関等の株式の取得（当該金融機関等を子会社とするものに限る。）を行うものであつて、当該合併、営業若しく

機能早期健全化勘定に属する剩余金の全部又は一部を国庫に納付することができる。
(金融再生勘定への繰入れ)

第十五条の三 機構は、金融機能再生緊急措置法第六十七条第一項に規定する金融再生業務の終了の日において、金融再生勘定(金融機能再生緊急措置法第六十四条に規定する金融再生勘定)をいう。以下この条及び第十八条第二項において同じ。に属する財産をもつてその債務を完済することができない場合には、内閣府令・財務省令で定めるところにより、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、金融機能早期健全化勘定から、当該債務を完済するために要する費用の範囲内に限り、金融再生勘定に繰入れをすることができる。

(借入金及び預金保険機構債)

第十六条 機構は、金融機能早期健全化業務を行いうため必要があると認めるときは、政令で定める金額の範囲内において、内閣総理大臣の認可を受けて、日本銀行、金融機関その他の者から資金の借入れ(借換えを含む)をし、又は預金保険機構債(以下「機構債」という)の発行(機構債の借換えのための発行を含む)を行うことができる。この場合において、機構債の債券を発行することができる。

2 日本銀行は、日本銀行法(平成九年法律第十九号)第四十三条第一項の規定にかかるらず、機構に対し、前項の資金の貸付けをすることができる。

3 農林中央金庫は、農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第五十四条第三項の規定にかかるらず、機構に対し、同項の規定による農林水産大臣及び内閣総理大臣の認可を受けないで、第一項の資金の貸付けをすることができる。

4 第一項の規定により発行される機構債については、これを預金保険法第四十二条第一項の規定により発行される機構債とみなして、同条第五項から第九項までの規定を適用する。

(政府保証)

第十七条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかるらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の前条第一項の借入れ又は機構債に係る債務の保証をすることができる。(金融機能早期健全化勘定の廃止)

第十八条 機構は、金融機能早期健全化業務の終了の日として政令で定める日において、金融機能早期健全化勘定を廃止するものとする。

2 機構は、金融機能早期健全化勘定の廃止の際、金融機能早期健全化勘定に残余があり、かつ、金融再生勘定に属する財産の状況に照らして特に必要があると認めるときは、内閣府令・財務省令で定めるところにより、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、金融機能早期健全化勘定から当該残余の額の全部又は一部を金をいう。以下この条及び第十八条第二項において同じ。に属する財産をもつてその債務を完済することができない場合には、内閣府令・財務省令で定めるところにより、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、金融機能早期健全化勘定から、当該債務を完済するために要する費用の範囲内に限り、金融再生勘定に繰入れをすることができる。

(借入金及び預金保険機構債)

第十六条 機構は、金融機能早期健全化業務を行いうため必要があると認めるときは、政令で定める金額の範囲内において、内閣総理大臣の認可を受けて、日本銀行、金融機関その他の者から資金の借入れ(借換えを含む)をし、又は預金保険機構債(以下「機構債」という)の発行(機構債の借換えのための発行を含む)を行うことができる。この場合において、機構債の債券を発行することができる。

2 日本銀行は、日本銀行法(平成九年法律第十九号)第四十三条第一項の規定にかかるらず、機構に対し、前項の資金の貸付けをすることができる。

3 農林中央金庫は、農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第五十四条第三項の規定にかかるらず、機構に対し、同項の規定による農林水産大臣及び内閣総理大臣の認可を受けないで、第一項の資金の貸付けをすることができる。

4 第一項の規定により発行される機構債については、これを預金保険法第四十二条第一項の規定にかかるらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の前条第一項の借入れ又は機構債に係る債務の保証をすることができる。

5 (政府保証)

第十七条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかるらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の前条第一項の借入れ又は機構債に係る債務の保証をすることができる。(金融機能早期健全化勘定の廃止)

と、同法第百五十二条第一号中「この法律」とあるのは、「この法律又は金融機能早期健全化緊急措置法」と、「及び財務大臣」とあるのは、「財務大臣、厚生労働大臣又は農林水産大臣」と、同条第三号中「第三十四条に規定する業務及び金融機能早期健全化緊急措置法の規定による業務」とあるのは、「第三十四条に規定する業務及び金融機能早期健全化緊急措置法の規定による業務」とする。

(経営健全化計画の履行を確保するための措置等)

第十九条 この法律により機構の業務が行われる場合には、この法律の規定によるほか、預金保険法を適用する。この場合において、同法第二条第三項中「この法律」とあるのは、「この法律又は金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」(平成十年法律第百四十三号)以下「金融機能早期健全化緊急措置法」という。」と、「債権者」とあるのは、「債権者(金融機能早期健全化緊急措置法の規定による債務の履行に係る債権者を含む。)」と、同法第十五条第五号中「事項」とあるのは、「事項(金融機能早期健全化緊急措置法の規定による機構の業務に係るものを除く。)」と、同法第三十七条第一項中「次の各号に掲げる業務」とあるのは、「次の各号に掲げる業務(金融機能早期健全化緊急措置法の規定による業務にあっては、貯金に係る債権者を含む。)」と、同法第十五条第五号中「事項」とあるのは、「事項(金融機能早期健全化緊急措置法の規定による債務の履行に係る債権者を含む。)」と、同法第十五条第五号中「各号に定める者」とあるのは、「各号に定める者(金融機能早期健全化緊急措置法の規定による業務を行なう場合にあっては、当該業務と、各号に定める者)とあるのは、「特定持株会社等」とあるのは、「特定持株会社等」

第二十条 内閣総理大臣は、金融機関等が第三条第二項各号の規定に違反して資産の査定等を行った場合には、銀行法その他これに類する法令の定めるところにより、業務の一部の停止その他の監督上必要な措置を命ずることができる。

2 内閣総理大臣は、協定銀行が取得株式等又は取得貸付債権の全部につきその処分をし、又はその返済を受けるまでの間、当該取得株式等又は取得貸付債権に係る金融機関等に対し、第五条第一項の規定により提出を受けた計画の履行を確保するため、銀行法その他これに類する法令の定めるところにより、業務の一部の停止その他の監督上必要な措置を命ずることができるものと想定するため、銀行法その他これに類する法令の定めるところにより、業務の一部の停止その他の監督上必要な措置を命ずることができるものと想定する。

2 内閣総理大臣は、第三条第二項及び第三項、第十五条の二、第十五条の三、第十八条第二項並びに前条の規定による権限(政令で定めるものを除く。)を金融庁長官に委任する。(権限の委任)

第二十二条 この法律に規定するもののほか、この法律を実施するため必要な事項は、政令で定めるものと想定する。

2 第二十二条の四項から第六項までの規定における主務省令は、内閣府令・厚生労働省令・農林水産省令とする。

2 法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対しても、同項の刑を科する。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して十日を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 抄

第二条 金融再生委員会設置法(平成十年法律第二百三十号)の施行日の前日までの間ににおけるこの法律の規定の適用については、「金融再生委員会」とあるのは、「内閣総理大臣」とする。

この場合において、金融再生委員会規則により定めるべき事項は、総理府令で定める。

この法律の規定の適用については、「金融再生委員会設置法の施行日の前日までに前項の規定により内閣総理大臣がした承認その他の行為については、これを、この法律の相

当規定に基づいて金融再生委員会がした承認その他の行為とみなす。

第三条 金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律(平成十年法律第百七号)の施行日の前日までの間ににおける第二条第二項及び第八項の規定の適用については、同条第二項中「及び長期信用銀行法(昭和二十七年法律第一百八十七号)第二条に規定する長期信用銀行」とあるのは、「長期信用銀行法(昭和二十七年法律第一百八十七号)第二条に規定する長期信用銀行及び外國為替銀行法(昭和二十九年法律第六十七号)第二条第一項に規定する外国為替銀行」と、同条第八項中「銀行法第二条第八項に規定する子会社又は同項の規定により子会社とみなされる会社」とあるのは、「銀行法第五十二条の二第二項に規定する子会社又は同条第五項の規定により子会社とみなされる会社」とする。

第四条 平成十年度において政府が第十七条の規定により第十六条第一項の借り入れ又は債券に係る債務の保証をする場合及び金融機能再生緊急措置法第六十六条の規定により金融機能再生緊急措置法第六十五条第一項の借り入れ又は債券に係る債務の保証をする場合には、十兆円の範囲内において、これをすることができる。ただし、第十七条及び金融機能再生緊急措置法第六十六条の規定に基づく国会の議決がなされた場合は、この限りでない。

附 則 (平成一四年五月二九日法律第四)

(五号) 抄

1 (施行期日) この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一四年六月一九日法律第七)

第一条 この法律は、平成十五年一月一日から施行する。

附 則 (平成一六年六月一八日法律第一)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十条 (その他の経過措置の政令への委任) 附則第二条、第三条及び前条に定めるものほか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一七年七月二六日法律第八)

第一条 この法律は、会社法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一五年六月一九日法律第四)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成一五年六月一九日法律第四)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年の次に一条を加える改正規定、同法第一百九十八条第二号の次に二号を加える改正規定並びに同法第一百九十八条の三、第一百九十八条の六第二号、第二百五十三条第十四号並びに第二百七一条第一項第二号及び第二項の改正規定、第三十三条の規定、第四条中農業協同組合法第十一条の四第四項の次に一項を加える改正規定、第五条のうち水産業協同組合法第十一条の十一中第五項を第六項とし、第四項の次に一項を加える改正規定、第八条の規定(投資信託及び投資法人に関する法律第二百五十二条の改

正規定を除く。)、第十四条のうち銀行法第十三条中第五項を第六項とし、第四項の次に一項を加える改正規定、第五十五条の規定、第十九条のうち農林中央金庫法第五十八条中第五項を第六項とし、第四項の次に一項を加える改正規定、第二十一条中信託業法第九十条、第九十三条、第九十六条及び第九十八条第一項の改正規定、第二十二条の規定並びに附則第三十条(株式会社地域経済活性化支援機構法(平成二十三年法律第百十三号)第七条第二項の改正規定に限る。)、第三十二条、第三十六条及び第三十七条の規定、公布の日から起算して二十日を経過した日の

二 第一条中金融商品取引法第七十九条の四十九第一項、第七十九条の五十三第四項及び第五項、第七十九条の五十五第二項並びに第一百八十五条の十六の改正規定、第十三条の規定、第十六条中保険業法第二百四十条の六第一項、第二百四十二条第一項、第二百四十九条第一項、第二百四十九条の二第一項及び第五項、第二百四十九条の三並びに第二百六十五条の二十八第一項の改正規定、第十七条の規定(金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四百四十五条第三項の改正規定を除く。)、第二十条の規定並びに附則第十七条から第十九条まで、第二十二条から第二十四条まで、第二十九条(犯罪利用預金口座等に関する資金による被害回復分配金の支払等に関する法律(平成十九年法律第百三十三号)第三十一条の改正規定に限る。)、第三十条(株式会社地域活性化支援機構法第二十三条第二項の改正規定を除く。)、第三十一条(株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第七条第二項の改正規定を除く。)、第三十三条及び第三十四条の規定、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

規定期によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にしてた行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三十七条 附則第二条から第十五条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

附 則 (令和元年五月二四日法律第一三号)

この法律は、公布の日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

三十六条规定(この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の